

京都市告示第486号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
伊地智 俊晴	(医)社団 い じち医院	神経内 科, 内科	視覚*, 聴覚*, 平衡, 音・言, そしゃく, 肢体	心臓, 呼吸器
大塚 薫	(医)社団 蘇 生会総合病院	循環器内 科, 内科	心臓, 腎臓	呼吸器

(身体障害者リハビリテーションセンター)